

指定訪問看護サービス 重要事項説明書 (医療保険)

サポーターズサポート株式会社
豊訪問看護リハビリステーション
(事業所番号：2764090912)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。
わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年豊中市条例第 69 号）」の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	サポーターズサポート株式会社
代表者氏名	中田 卓人
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府豊中市玉井町 2 丁目 1 3-5
法人設立年月日	平成 30 年 2 月 15 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	豊訪問看護リハビリステーション
介護保険指定 事業所番号	2764090912
事業所所在地	大阪府豊中市玉井町 2 丁目 1 3-5
連絡先 相談担当者名	06-7173-7052 中田 恵
事業所の通常の 事業の実施地域	豊中市・吹田市・尼崎市・箕面市・池田市・伊丹市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	サポーターズサポート株式会社が設置する豊訪問看護リハビリステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、療養状態の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	(1) 事業所が実施する事業は、利用者が療養状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 (2) 利用者の療養状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。 (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

	(4) 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 (5) 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。 (6) 前5項のほか、「豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年豊中市条例第69号。以下「指定居宅サービス条例」という。)に定める内容を厳守し、事業を実施するものとする。
--	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日(土・日・祝日対応可。対象者のみ24時間対応あり。)
営 業 時 間	9:00～17:30

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サ ー ビ ス 提 供 日	月曜日～金曜日(土・日・祝日対応可。対象者のみ24時間対応あり。)
サ ー ビ ス 提 供 時 間	9:30～17:00

(5) 事業所の職員体制

管理者	中田 恵
-----	------

職	職務内容	人員数
管理者	管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。	常 勤 1 名 ※看護職員と兼務

看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 カンファレンスへの出席等により、医療機関や他事業者と連携を図ります。 3 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画書の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ訪問看護計画書を交付します。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 7 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護計画書を作成します。 9 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画書の変更を行います。	看護師 常 勤 8 名 ※うち 1 名管理者と兼務 非常勤 3 名
理学療法士等	1 カンファレンスへの出席等により、医療機関や他事業者と連携を図ります。 2 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が多職種協同により、指定訪問リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って訪問リハビリテーション計画を作成します。計画作成にあたっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画書は、利用者に交付します。 3 訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションを提供します。 4 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。 5 それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。	理学療法士 常 勤 8 名 非常勤 3 名 作業療法士 常 勤 1 名 非常勤 0 名 言語聴覚士 常 勤 0 名 非常勤 0 名
事務職員	必要な事務を行います。	常 勤 0 名 非常勤 1 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画書の作成	主治の医師の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。また、居宅介護支援事業者が係る場合、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を参考にし、訪問看護計画書を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画書に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置
指定訪問リハビリテーション	利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持、向上を目指します。

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除く。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）について

訪問看護基本療養費Ⅰ

サービス利用料 サービス提供日数		利用料	利用者負担		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
看護師	週 3 日まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,650 円
	週 4 日以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
准看護師	週 3 日まで	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
	週 4 日以降	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
理学療法士等	週 3 日まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,650 円
	週 4 日以降	5,550 円	555 円	1,110 円	1,650 円
緩和ケア・褥瘡ケア又は人工肛門、 人口膀胱にかかわる専門の看護師		12,850 円 (月 1 回を限度)	1,285 円	2,570 円	3,855 円

訪問看護基本療養費Ⅱ（同一建物居住者）

サービス利用料			利用料	利用者負担		
サービス提供日数				1 割負担	2 割負担	3 割負担
看護師	同一日 2 人まで	週 3 日まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,650 円
		週 4 日以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
准看護師	同一日 2 人まで	週 3 日まで	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
		週 4 日以降	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
理学療法士等	同一日 2 人まで	週 3 日まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,650 円
		週 4 日以降				
看護師	同一日 3 人以上	週 3 日まで	2,780 円	278 円	556 円	834 円
		週 4 日以降	3,280 円	328 円	656 円	984 円
准看護師	同一日 3 人以上	週 3 日まで	2,530 円	253 円	506 円	759 円
		週 4 日以降	3,030 円	303 円	606 円	909 円
理学療法士等	同一日 3 人以上	週 3 日まで	2,780 円	278 円	556 円	834 円
		週 4 日以降				
緩和ケア・褥瘡ケア又は人工肛門、人口膀胱にかかわる専門の看護師			12,850 円 (月 1 回を限度)	1,285 円	2,570 円	3,855 円

訪問看護基本療養費Ⅲ

サービス利用料 サービス提供日数		利用料	利用者負担		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
外泊中に訪問看護を実施した際に 1 日につき		8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円

訪問看護管理療養費

サービス利用料			利用者負担		
サービス提供日		利用料	1 割負担	2 割負担	3 割負担
① 機能強化型 1	月の初日	13,230 円	1,323 円	2,646 円	3,969 円
② 機能強化型 2		10,030 円	1,003 円	2,006 円	3,009 円
③ 機能強化型 3		8,700 円	870 円	1,740 円	2,610 円
④ 機能強化型以外		7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円
上記①～④	2 日目以降	1 (※)	3,000 円	300 円	600 円
		2 (※)	2,500 円	250 円	500 円

※ 以下の条件に該当する場合は訪問看護管理療養費 1 を算定します。

訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者の占める割合が 7 割未満で、次のいずれかに該当する

○別表第 7、第 8 に該当する者への訪問看護について相当な実績がある。

○精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、GAF 尺度：40 以下の利用者の数が月に 5 人以上である

※ 以下の条件に該当する場合は訪問看護管理療養費 2 を算定します。

○訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者の占める割合が 7 割以上であること。

○同一建物居住者の占める割合が 7 割未満であり、以下条件に該当しないこと。

・別表第 7、第 8 に該当する者への訪問看護について相当な実績がある。

・精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、GAF 尺度：40 以下の利用者の数が月に 5 人以上である

※ 医療保険における訪問看護は原則週 3 日まで、1 回の訪問時間は 30 分～1 時間 30 分程度となります。

ただし、厚生労働大臣が定めた疾病等別表第七、第八に該当する場合（P.9 の資料【表 1、表 2】）と、特別訪問看護指示書が交付された場合（2 週間）は、日数の制限はありません。

※ 利用者からいただく利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額で下記のとおりです

後期高齢者対象の方は 1 割、現役並み所得者の方は 3 割、一般の健康保険等・未就学児は 2 割、就学児は 3 割負担

生活保護世帯に属する方、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭医療費の助成を受けている方は利用料はかかりません。

訪問看護医療 DX 情報活用加算

居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムが導入されることを踏まえ、情報を活用して質の高い医療を提供することにかかわる評価が新設されました。

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う場合に算定します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円／月
------------------	--------

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）

2024 年度（令和 6 年度）にベースアップ+2.5%、2025 年度（令和 7 年度）に+2.0%の賃金上昇を目指すため、訪問看護ステーションに勤務する看護職員やその他の医療関係職種（※）の賃金の改善を実施する場合の評価が新設されました。

※訪問看護ステーションにおいてベースアップ評価料を用いた賃金上昇の対象となるのは、看護師、保健師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、言語聴覚士などの職種です。

訪問看護ベースアップ評価料	780 円（※）
---------------	----------

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）に加え、勤務する医療従事者の賃金改善を強化する必要がある訪問看護ステーションにおいて、賃金の改善を実施している場合の評価が新設されました。

スコア（計算結果）	算定料（※）	スコア（計算結果）	算定料（※）
0 を超える	10 円	95 以上	100 円
15 以上	20 円	125 以上	150 円
25 以上	30 円	175 以上	200 円
35 以上	40 円	225 以上	250 円
45 以上	50 円	275 以上	300 円
55 以上	60 円	325 以上	350 円
65 以上	70 円	375 以上	400 円
75 以上	80 円	425 以上	450 円
85 以上	90 円	475 以上	500 円

※月一回に限り算定可能

訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅱの加算

加算項目	制限		加算	利用者負担		
				1割負担	2割負担	3割負担
緊急時訪問看護加算	1日につき (1回に限り)	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
		月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
難病等複数回訪問加算	イ 1日に2回の場合		(1) 4,500円	450円	900円	1,350円
			(2) 4,000円	400円	800円	1,600円
	ロ 1日に3回の場合		(1) 8,000円	800円	1,600円	2,400円
			(2) 7,200円	720円	1,440円	2,160円
長時間訪問看護加算	90分を超える場合		5,200円	520円	1,040円	1,560円
乳幼児加算(6歳未満)	1日につき (1回に限り)	イ	1,800円	180円	360円	540円
		ロ	1,300円	130円	260円	390円
複数名訪問看護加算 (1人以上の看護職員と同行)	イ 看護師等と訪問(週1回) 算定対象:①②③④		(1) 4,500円	450円	900円	1,350円
			(2) 4,000円	400円	800円	1,200円
	ロ 准看護師と訪問(週1回) 算定対象:①②③④		(1) 3,800円	380円	760円	1,140円
			(2) 3,400円	340円	680円	1,020円
	ハ 看護補助者と訪問(週3回) 算定対象:④⑤⑥		(1) 3,000円	300円	600円	900円
			(2) 2,700円	270円	540円	810円
	ニ 看護補助者と訪問(P.13の資料【表1、表2】と特別看護指示書期間は制限なし) 算定対象:①②③	1日に1回の場合	(1) 3,000円	300円	600円	900円
		1日に2回の場合	(2) 2,700円	270円	540円	810円
		1日に2回の場合	(1) 6,000円	600円	1,200円	1,800円
		1日に2回の場合	(2) 5,400円	540円	1,080円	1,620円
		1日に3回の場合	(1) 10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		1日に3回の場合	(2) 9,000円	900円	1,800円	2,700円
夜間・早朝訪問看護加算 または深夜訪問看護加算	夜間(18時～22時)、 早朝(6時～8時)		2,100円	210円	420円	630円
	深夜(22時～6時)		4,200円	420円	840円	1,260円

※ 表内(1)は同一建物内2人まで

(2)は同一建物内3人以上の場合の加算料金です。

※ 緊急訪問看護加算は、訪問看護計画に基づき定期的に行う訪問看護以外で、利用者や家族等の緊急の求めに応じて、診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により、看護師等が訪問看護を行った場合に、1日につき1回限り算定します。

※ 難病等複数回訪問加算は、P.13の資料【表1、表2】の利用者、特別訪問看護指示書が交付された利用者に対して、必要に応じて1日に2回または3回以上、訪問看護を実施した場合に算定します。

※ 長時間訪問看護加算は下記の長時間の訪問を要する利用者に対して、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合に算定します。

▽ 特別訪問看護指示書にかかわる訪問看護を受けている者(週1回)

▽ 特別管理加算を算定する者に該当する利用者(P.13の資料【表2】、15歳未満の小児は週3回まで)

▽ 15歳未満の超重症児または準超重症児(週3回まで)

※ 乳幼児加算は、6 歳未満の下記イまたはロに当てはまる利用者に対し、訪問看護を行った場合に、1 日につき 1 回に限り算定します。

イ：別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合

- 超重症児または準超重症児
- 特掲診療料の施設基準等別表第七に該当する疾病等の小児
- 特掲診療料の施設基準等別表第八に該当する小児

ロ：上記以外の場合

※ 複数名訪問看護加算は 1 人の看護師等による訪問看護が困難な場合に、次の①～⑥に規定する利用者に対して、同時に複数の看護師等や看護補助者による訪問看護を行った場合に算定します。

- ① 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者（P.13 の資料【表 1】）
- ② 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者（P.13 の資料【表 2】）
- ③ 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
- ④ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者
- ⑤ 利用者の身体的理由により一人の看護師による訪問看護が困難と認められる者
- ⑥ その他利用者の状況等から判断して、①から⑥のいずれかに準ずると認められる者

※ 夜間・早朝訪問看護加算および深夜訪問看護加算は、利用者または家族などの求めに応じて、夜間や早朝、深夜に訪問看護を行った場合に、それぞれの所定額を算定します。

訪問看護管理療養費の加算

加算項目	利用者の状態		加算	利用者負担		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
24 時間対応体制加算 (月 1 回)	利用者のコールにより 時間外、夜間でも対応	イ (※)	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
		ロ (※)	6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円
特別管理加算(月 1 回)	P.13 の資料【表 2-イ】に該当する場合		5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
	P.13 の資料【表 2-ロ～ホ】のいずれかに 該当する場合		2,500 円	250 円	500 円	750 円
退院時共同指導加算 (月 1 回か月 2 回)	保険医療機関または介護老人保健施設 もしくは介護医療院に入院中(入所中) で、訪問看護を受けようとする患者 またはその看護に当たっている者 ※P.13 の資料【表 1、表 2】に該当する 者は月 2 回		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算 (退院時共同指導加算 に上乗せ)、1 回に限り	特別管理加算が算定できる状態 P.13 の資料【表 2】に該当する場合		2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算	P.13 の資料【表 1、表 2】に対して、 退院日に訪問看護が必要と認められた者		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
	別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問 を要する者に対し、長時間にわたる療養 上必要な指導を行った場合		8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
在宅患者連携指導加算 (月 1 回)	在宅で療養している利用者であって通院 困難な者		3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カン ファレンス加算 (月 2 回)	在宅での療養中に、状態の急変や診療方 針の変更がある利用者		2,000 円	200 円	400 円	600 円
精神科重症患者支援管 理連携加算	精神科重症患者支援管理料を算定する患 者		8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
			もしくは 5,800 円	580 円	1,160 円	1,740 円
看護・介護職員・連携強 化加算(月 1 回)	口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の 喀痰吸引、胃瘻または腸瘻による経管栄 養または経鼻経管栄養を必要とする者		2,500 円	250 円	500 円	750 円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及 び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受け た看護師が計画的な管理を行った場合		2,500 円	250 円	500 円	750 円
	特定行為研修を修了した看護師が計画的 な管理を行った場合					

※ 24 時間対応体制加算について

イ：「24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合」
以下の 1 または 2 を含む 2 つ以上の取り組みを行っている場合に算定します。

1. 夜間対応を行った翌日の勤務間隔を確保している
2. 夜間対応に係る勤務の連続回数が2連続（2回）までである
3. 夜間対応後に暦上の休日を確保している
4. 夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制を工夫している
5. ICT や AI、IoT 等の活用による業務負担軽減を行っている
6. オンコール当番を担当する者への支援体制を確保している

ロ：上記以外の場合に算定します。

※ 退院支援指導加算の「別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者」とは、

- ・ 15 歳未満の超重症児又は準超重症児
- ・ 特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者（P.13 の資料【表2】）
- ・ 特別訪問看護指示書又は精神科特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者 です。

その他の療養費

項目	利用料	利用者負担		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護情報提供療養費 1	1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費 2	1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費 3	1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問看護ターミナルケア療養費 2	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円

※ 訪問看護情報提供療養費 1 は、利用者の居住地を管轄する市町村・指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者の求めに応じて、必要な情報を提供した場合に算定します。

算定対象は、

- P.13 の資料【表 1、表 2】の利用者
- 精神障害を有する者又はその家族等
- 18 歳未満の児童 です。

※ 訪問看護情報提供療養費 2 は、当該学校等（保育所等、幼稚園含む）からの求めに応じて、必要な情報を提供した場合に算定します。

算定対象は、

- P.13 の資料【表 1、表 2】に掲げる 15 歳未満の小児利用者
- 18 歳未満の超重症児または準超重症児 です。

※ 訪問看護情報提供療養費 3 は、訪問看護ステーションの利用者が保険医療機関等に入院または入所し、在宅から保険医療機関等へ療養の場所を変更するとき、必要な情報を主治医に提供した場合に算定します。

※ 訪問看護ターミナルケア療養費 1 は、在宅で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した者を含む）または特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（看取り介護加算等を算定していない利用者で、ターミナルケアを行った後、24 時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含む）に対して、ターミナルケアを行った場合に算定します。

※ 訪問看護ターミナルケア療養費 2 は、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（看取り介護加算等を算定している利用者で、ターミナルケアを行った後、24 時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含む）に対して、ターミナルケアを行った場合に算定します。

その他の療養費の加算

項目	利用料	利用者負担		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
遠隔死亡診断補助加算	1,500 円	150 円	300 円	450 円

※ 遠隔死亡診断補助加算は、情報通信機器を用いた在宅での見取りに係る研修を受けた看護師が、医下点数表の区分番号 C001 の注 8 に規定する死亡診断加算を算定する利用者について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合に加算されます。

精神科訪問看護基本療養費Ⅰ

サービス利用料 サービス提供日数		30 分以上			
		利用料	利用者負担		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
看護師、作業療法士	週 3 日まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,650 円
	週 4 日以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
准看護師	週 3 日まで	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
	週 4 日以降	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
		30 分未満			
看護師、作業療法士	週 3 日まで	4,250 円	425 円	850 円	1,275 円
	週 4 日以降	5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円
准看護師	週 3 日まで	3,870 円	387 円	774 円	1,161 円
	週 4 日以降	4,720 円	472 円	944 円	1,416 円

精神科訪問看護基本療養費Ⅲ（同一建物居住者）

サービス利用料 サービス提供日数			30 分以上			
			利用料	利用者負担		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
看護師、作業療法士	同 一 日 2 人	週 3 日まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,650 円
		週 4 日以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
准看護師	同 一 日 2 人	週 3 日まで	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
		週 4 日以降	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
			30 分以上			
看護師、作業療法士	同 一 日 3 人以上	週 3 日まで	2,780 円	278 円	556 円	834 円
		週 4 日以降	3,280 円	328 円	656 円	984 円
准看護師	同 一 日 3 人以上	週 3 日まで	2,530 円	253 円	506 円	759 円
		週 4 日以降	3,030 円	303 円	606 円	909 円
			30 分未満			
看護師、作業療法士	同 一 日 2 人	週 3 日まで	4,250 円	425 円	850 円	1,275 円
		週 4 日以降	5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円
准看護師	同 一 日 2 人	週 3 日まで	3,870 円	387 円	774 円	1,161 円
		週 4 日以降	4,720 円	472 円	948 円	1,416 円
			30 分未満			
看護師、作業療法士	同 一 日 3 人以上	週 3 日まで	2,130 円	213 円	426 円	639 円
		週 4 日以降	2,550 円	255 円	510 円	765 円
准看護師	同 一 日 3 人以上	週 3 日まで	1,940 円	194 円	388 円	582 円
		週 4 日以降	2,360 円	236 円	472 円	708 円

精神科訪問看護基本療養費Ⅳ（入院中の外泊の際に利用された場合）

サービス利用料 サービス提供日数		利用料	利用者負担		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
外泊中に訪問看護を実施した際に 1 日につき		8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円

精神科訪問看護加算

加算項目	制限			加算	利用者負担		
					1 割負担	2 割負担	3 割負担
精神科緊急訪問 看護加算	1 日につき(1 回限り)	月 14 日目まで		2,650 円	265 円	530 円	795 円
		月 15 日目以降		2,000 円	200 円	400 円	600 円
長時間精神科訪 問看護加算	90 分を超える場合、週 1 回に限り			5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
複数名精神科訪 問看護加算	原則 週 3 日 まで	イ 保健師、看護師 又は作業療法士と 訪問	1 日 1 回	(1) 4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
				(2) 4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
			1 日 2 回	(1) 9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円
				(2) 8,100 円	810 円	1,620 円	2,430 円
			1 日 3 回以上	(1) 14,500 円	1,450 円	2,900 円	4,350 円
				(2) 13,000 円	1,300 円	2,600 円	3,900 円
		ロ 准看護師と訪問	1 日 1 回	(1) 3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
				(2) 3,400 円	340 円	680 円	1,020 円
			1 日 2 回	(1) 7,600 円	760 円	1,520 円	2,280 円
				(2) 6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
			1 日 3 回以上	(1) 12,400 円	1,240 円	2,480 円	3,720 円
				(2) 11,200 円	1,120 円	2,240 円	3,360 円
	週 1 回 まで	ハ 看護補助者又は精神保健福祉士 と訪問	(1) 3,000 円	300 円	600 円	900 円	
			(2) 2,700 円	270 円	540 円	810 円	
精神科複数回訪 問加算	イ 1 日に 2 回の場合			(1) 4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
				(2) 4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
	ロ 1 日に 3 回以上の場合			(1) 8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
				(2) 7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円
夜間・早朝訪問 看護加算または 深夜訪問看護加 算	夜間(18 時～22 時)、早朝(6 時～8 時)			2,100 円	210 円	420 円	630 円
	深夜(22 時～6 時)			4,200 円	420 円	840 円	1,260 円

※ 表内(1)は同一建物内 2 人まで

(2)は同一建物内 3 人以上 の場合の加算料金です。

※ 精神科緊急訪問看護加算は、訪問看護基本療養費の場合と同様です。

※ 長時間訪問看護加算は、訪問看護基本療養費の場合と同様です。

※ 複数名精神科訪問看護加算は P.13 の資料【表 1、表 2】の利用者の場合と、精神科特別訪問看護指
示書が交付された場合制限はありません。加算額はイ、ロと同様です。

※ 精神科複数回訪問加算は、保険医療機関で精神科在宅患者支援管理料を算定する利用者に対して、
24 時間対応体制加算と精神科複数回訪問加算を地方厚生(支)局長へ届け出している訪問看護ステーシ
ョンが 1 日に 2 回または 3 回以上の訪問看護を行った場合に算定します。

※ 夜間・早朝訪問看護加算または深夜訪問看護は、訪問看護基本療養費の場合と同様です。

◇資料◇

厚生労働大臣が定める疾病等の利用者（基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者）

【表1 特掲診療料の施設基準等・別表第七に掲げる疾病等の者（別表第七）】

1. 末期の悪性腫瘍	10. 多系統萎縮症
2. 多発性硬化症	・ 線条体黒質変性症
3. 重症筋無力症	・ オリブ橋小脳萎縮症
4. スモン	・ シャイ・ドレーガー症候群
5. 筋萎縮性側索硬化症	11. プリオン病
6. 脊髄小脳変性症	12. 亜急性硬化性全脳炎
7. ハンチントン病	13. ライソゾーム病
8. 進行性筋ジストロフィー症	14. 副腎白質ジストロフィー
9. パーキンソン病関連疾患	15. 脊髄性筋萎縮症
・ 進行性核上性麻痺	16. 球脊髄性筋萎縮症
・ 大脳皮質基底核変性症	17. 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
・ パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって、生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のものに限る）	18. 後天性免疫不全症候群
	19. 頸髄損傷
	20. 人工呼吸器を使用している状態

【表2 特掲診療料の施設基準等・別表第八に掲げる疾病等の者（別表第八）】

イ. 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者 または気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある者
ロ. 以下のいずれかを受けている状態にある者 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理もしくは在宅肺高血圧疾患指導管理
ハ. 人工肛門または人口膀胱を設置している状態にある者
ニ. 真皮を越える褥瘡の状態にある者
ホ. 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、移動に要した交通費の実費（公共交通機関等の交通費）を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道4 Km 未満は 1,500 円、4 Km 以上は 3,000 円を請求いたします。 ○交通費 100 円（税込み）／1 訪問につき ○駐車場代 実費	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日営業時間内までにご連絡の場合 前日営業時間内までにご連絡のない場合	キャンセル料は不要です。 2,000 円を請求いたします。 但し、別日に振替の場合は請求いたしません。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

5 利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 14 日までに利用者あてお届け（郵送）します。	
② 利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア 利用料利用者負担額（医療保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 （ア）利用者指定口座からの自動振替 （イ）集金 イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。領収書の再発行はいたしかねます。（医療費控除の還付請求の際に必要となる場合があります。）	

※ 利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払期日から 2 か月以上遅延し、さらに支払いの督促から 1 か月以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員・療法士の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名：中田 恵 イ 連絡先電話番号：06-7173-7052 ファックス番号：06-4980-3934 ウ 受付日及び受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：30
--	--

※ 担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、医療保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 主治の医師の指示に基づき、利用者及び家族の意向や心身の状況等を踏まえて、「訪問看護計画書」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画書」は、利用者又は家族にその内容を説明し、交付いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
また、居宅介護支援事業者が係る場合、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を参考にし、訪問看護計画書を作成します。
- (3) サービス提供は「訪問看護計画書」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画書」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (4) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者（管理者）	中田 恵
------------------	------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待の防止のための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

緊急連絡先	氏名	様	続柄	
	住所			
	電話番号			
	携帯電話			

主治医	医療機関名	
	医師氏名	

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村の窓口】 豊中市健康福祉部 高齢施策科 事業所窓口	(所在地)	豊中市中桜塚3丁目1-1	
	(電話番号)	06-6868-2868	
	(FAX 番号)	06-6858-3146	
	(受付時間)	9:00~17:15 (土日祝は休み)	
【居宅支援事業の窓口】	事業所名		
	住所		
	電話番号		
	介護支援専門員		

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	訪問看護共済会
保険名	賠償責任保険
補償の概要	業務遂行中の対人事故、対物事故 業務中の利用者の転倒等の身体の事故 利用者の物品事故等

12 身分証携行義務

看護師等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当たり、保健医療サービス及び居宅介護支援事業者または福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画書」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者へ速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者へ送付します。

15 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項についての記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から 5 年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 衛生管理等

- (1) 看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が派生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 看護師等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施しています。

17 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18 ハラスメントの防止について

事業者は、利用者や事業所職員のハラスメント防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) ハラスメントに関する担当者を選定しています。

- (2) ハラスメント対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) ハラスメントのための指針の整備をしています。
- (4) ハラスメント防止のための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）によるハラスメント行為を発見した場合は、組織的に対応します。
- (6) カスタマーハラスメントについても基本方針を整備して対応します。

カスタマーハラスメントの基本方針：事業者は、利用者等に対して真摯に対応し、信頼や期待に応えることで、より高い満足を提供することを心掛けます。一方で、利用者等からの常識の範囲を超えた要求や言動の中には、従業員の人格を否定する言動、暴力、セクシャルハラスメント等の従業員の尊厳を傷つけるものもあり、これらの行為は職場環境の悪化を招くゆゆしき問題です。事業者は、従業員の人権を尊重するため、これらの要求や言動に対しては利用者等に対しては誠意をもって対応しつつも毅然とした態度で対応します。もし、利用者等からこれらの行為を受けた際は、従業員が上長などに報告相談することを奨励しており、相談があった場合には組織的に対応します。

19 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- 受け付けた苦情を記録します。
- 行政に文章の提出を行い、提示に従います。
- 行政の助言を受けた場合は必要な改善を行っていきます。
- 職員の共通認識として情報を共有します。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地：豊中市玉井町2丁目13-5 電話番号：06-7173-7052 FAX：06-4980-3934 受付時間：9：00～17：30 (月曜日～金曜日、24時間対応時は土・日・祝日対応可)
【豊中市の窓口】 豊中市福祉部長寿社会政策課	所在地：豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話番号：06-6858-2838 FAX：06-6858-3146 受付時間：8：45～17：15 (月曜日～金曜日、但し、祝日・12月29日～1月3日を除く)
『話して安心、困りごと相談』	所在地：豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話番号：06-6858-2815 FAX：06-6854-4344 受付時間：9：00～17：15 (月曜日～金曜日、但し、祝日・12月29日～1月3日を除く)
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地：大阪府中央区常磐町1丁目3番8号(中央大通FNビル内) 電話番号：06-6949-5418 受付時間：9：00～17：00 (月曜日～金曜日、但し、祝日・12月29日～1月3日を除く)

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年豊中市条例第 69 号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府豊中市玉井町 2 丁目 1 3-5	
	法人名	サポーターズサポート株式会社	
	代表者名	中田 恵	印
	事業所名	豊訪問看護リハビリステーション	
	説明者氏名		印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、重要事項説明書を受領しました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印